

議案第四十号

港区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

港区立児童発達支援センター条例（平成三十年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号口中「食事の提供に要する費用その他の」を削り、「の額」を「（食事の提供に要する費用を除く。）の額」に改める。

付 則

1 この条例は、令和五年九月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立児童発達支援センター条例第八条第一項第一号口の規定は、この条例の施行の日以後に行う障害児通所支援について適用し、同日前に行った障害児通所支援については、なお従前の例による。

（説明）

障害児通所支援事業の利用に係る食事の提供に要する費用の保護者負担を軽減するため、本案を提出いたします。